

3 マニフェスト交付等状況報告

マニフェストを交付した事業者は、毎年度6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事(政令市長)に報告する義務があります。

(1) 報告義務者

産業廃棄物を広島県内で排出し、マニフェストを交付した事業者(2次マニフェストを交付する中間処理業者を含む。)

※ なお、電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センターが行政報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

(2) 報告の方法等

県への報告はマニフェストの使用枚数などに応じて、最も適した方法により報告してください。

また、政令市(広島市、呉市、福山市)内においては、各市ホームページをご確認ください。

| 報告の種類 | 主な対象者 | 報告方法 |
|----------------------------|------------------------------|---|
| インターネットによる報告 直接入力 | 数種の産業廃棄物を特定の 処理業者に委託している方 | 県HPの電子申請システムにおいて直接データを入力 し、インターネットにより報告 |
| インターネットによる報告 (電子ファイル添付) | 多種の産業廃棄物を排出ま たは委託先が多数ある方 | 県HPからダウンロードしたエクセル様式に入力のう え、電子申請システムにおいて電子ファイルを添付して 報告 |
| 紙による報告(手書き) | 比較的報告件数の少ない方 | 記載要領(県HP参照)に沿って様式に必要事項を記入 のうえ、報告窓口に提出(郵送可) |

※マニフェスト報告関係の詳細は下記の県HPをご覧ください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

検索ワード



広島県 マニフェスト

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和7年度） ()
年 月 日

広島県知事様

〒
報告者 住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | | 業種 | | 業種コード | | | | | |
|---------|----------|-----------------|--------------|---------------------|--------------|-----------------|---------------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | | 担当者所属 | | 担当者名 | | | | | |
| | | 電話番号 | | FAX番号 | | | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 許出量 (t) | 管理票の交付枚数 (枚) | 運搬受託者の許可番号 (下6桁を記入) | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 (運搬の目的地) | 地分受託者の許可番号 (下6桁を記入) | 地分受託者の氏名又は名称 | 地分場所の住所 |
| | | (必ず重量 (トン) で記入) | | | | | | | |
| 1 | 産業物コード | t | | | | 運搬先コード | | | 運搬先コード |
| 2 | 産業物コード | t | | | | 運搬先コード | | | 運搬先コード |
| 3 | 産業物コード | t | | | | 運搬先コード | | | 運搬先コード |
| 4 | 産業物コード | t | | | | 運搬先コード | | | 運搬先コード |

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は地分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、木綿使用製品産業廃棄物又は木綿含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、木綿使用製品産業廃棄物又は木綿含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 複数の収集運搬業者に区間を区切って運搬を委託した場合、又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 運搬先の住所は記載要領により記入すること。

(日本工業規格A列4番)

措置内容等報告書の部分

(様式第4号 紙マニフェストの場合)

様式第四号 (第八条の二十九関係)

| 措置内容等報告書 | | 年 月 日 |
|---|--|-------|
| 都道府県知事 (市長) 様 | 報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。 | | |
| 管理票 | 交付番号 | |
| | 交付年月日 | |
| 運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類 | 1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 () | |
| 運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量 | ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき (年 月 日) | |
| ※運搬又は 処分の受 託者 | 氏名又は名称 | |
| | 住 所 | |
| △把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法 | | |
| △生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容 | | |

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

- 事業場ごとに一定の資格要件を満たした「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

帳簿の作成と管理

- 特別管理産業廃棄物を排出する業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、以下の事項を帳簿に記載し、5年間保存しなければなりません。
全量処分委託する場合は、マニフェストを綴ることにより、代用することは可能です。

| 区分 | 記載すべき事項 |
|--------|--|
| 運搬したとき | 1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 |
| 処分したとき | 1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分(埋立処分を除く)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量 |

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

● 感染性廃棄物を生ずる事業場

| | 資格・学歴 | 実務経験 |
|---|--|------|
| ① | 医師, 歯科技師, 薬剤師, 獣医師, 保健師, 助産師, 看護師, 臨床検査技師, 衛生検査技師, 歯科衛生士 | — |
| ② | 環境衛生指導員(法第20条に規定する) | 2年以上 |
| ③ | 大学, 高等専門学校等において医学, 薬学, 保健学, 衛生学, 獣医学の課程を履修して卒業した者, またはこれらと同等以上の知識を有すると認められる者 | — |

● その他の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

| | 資格・学歴 | 課程 | 修了した科目 | 実務経験 |
|---|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------|
| ① | 環境衛生指導員 | | — | 2年以上 |
| ② | 大 学 | 理学, 薬学, 工学, 農学 | 衛生工学, 化学工学 | 2年以上 |
| ③ | | 理学, 薬学, 工学, 農学 若しくはこれらに相当する課程 | 衛生工学, 化学工学 以外 | 3年以上 |
| ④ | 短 大 ・ 高 専 | 理学, 薬学, 工学, 農学 若しくはこれらに相当する課程 | 衛生工学, 化学工学 | 4年以上 |
| ⑤ | | 理学, 薬学, 工学, 農学 若しくはこれらに相当する課程 | 衛生工学, 化学工学 以外 | 5年以上 |
| ⑥ | 高 等 学 校 ・ 中 等 教 育 学 校 | 土木科, 化学科 若しくはこれらに相当する学科 | — | 6年以上 |
| ⑦ | | — | 理学, 工学, 農学に関する科目 若しくはこれらに相当する科目 | 7年以上 |
| ⑧ | (上記の学識経験なし) | | | 10年以上 |
| ⑨ | (①から⑧までと同等以上の知識を有すると認められる者 ※) | | | |

※各都道府県・政令市が認める講習会受講者等

産業廃棄物を大量に排出する事業者の方へ!

● 多量排出事業者に当てはまっていますか？

廃棄物処理法では事業活動に伴い年間1,000トン以上の産業廃棄物、又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物が発生する事業場を設置している事業者を、また広島県生活環境の保全等に関する条例では、年間500トン以上の産業廃棄物が発生する事業場を設置している事業者を、多量排出事業者としています。

● 多量排出事業者は処理計画の提出及び実施状況報告が必要です。

多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関して、計画を作成して、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市長）に提出する必要があります。

また、その計画の実施状況について、翌年度の6月30日までに都道府県知事（政令市長）に報告する必要があります。

なお、この計画等は都道府県知事（政令市長）によりインターネットで公表されることとなっています。

※ 多量排出事業者の処理計画等についての詳細は下記の県HPをご覧ください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-taryo-taryo-top.html>

検索ワード



広島県 多量排出事業者 処理計画

産業廃棄物処理業者からの処理困難通知制度

産業廃棄物を委託した処理業者から、処理困難通知を受けた委託者は、
処理状況を把握し、次のような適切な措置を講じなければならない。

- ① 通知を発出した産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、
その処理業者に新たな処理委託を行わないこと。
- ② 処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、
委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直すこと。
- ③ 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、
通知を発出した産業廃棄物処理業者等に依頼し、
他の産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託させること。

投棄禁止（法第16条）

法は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しており、廃棄物の不法投棄を厳しく規制している。

また、不法投棄未遂に対する罰則や不法投棄をする目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則が整備されている。

焼却禁止（法 第16条の2）

法は「焼却禁止の例外」を除き、
何人も廃棄物を焼却してはならないと規定している。

焼却する物が自己物か他人物かに關係なく、また、一般廃棄物と
産業廃棄物との區別なく、いわゆる野外での廃棄物の焼却につい
ては、一定の例外を除き禁止し、罰則の対象としている。

また、不法投棄同様、不法焼却未遂、不法焼却をする目的で
廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則も整備されている。

焼却禁止の例外

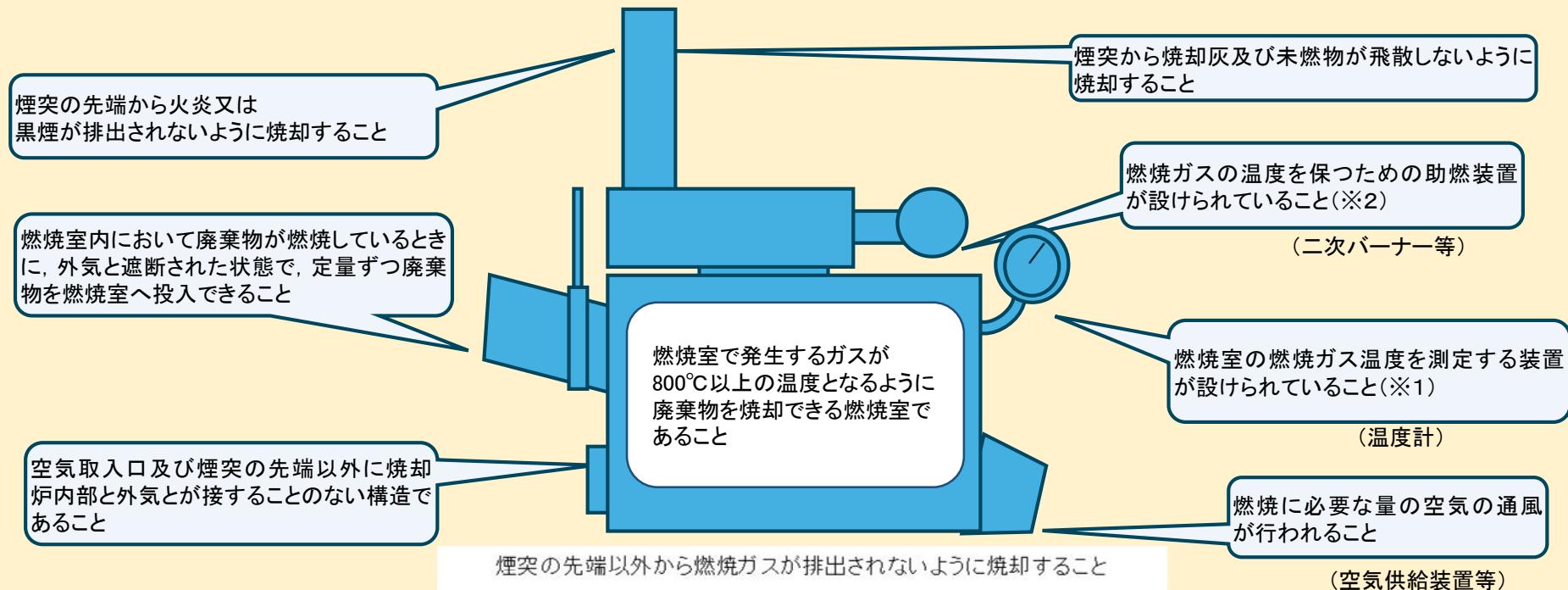
- ① 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合
- ② 「家畜伝染病予防法」や「あへん法」等他法令による場合
- ③ 公益上又は社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして施行令で定める方法による場合

ただし、焼却禁止の例外にあたる場合であっても、
処理基準を遵守しない焼却として改善命令、
措置命令等の行政処分又は行政指導の対象となる場合がある。

焼却炉の法定基準

- ① 焼却炉の規模に関係ありません。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス基準を満たしても適用されます。
- ③ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分や、自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。

(施行令第3条第2号イ・施行令第6条第1項第2号イ・施行規則第1条の7・平成9年8月29日厚生省告示第178号)



(※1) (※2) 特定の施設については一部例外がある。

本図は焼却炉の基本的な構造基準を例示したものであり、廃棄物処理法第15条で規定する焼却施設の場合は、さらに厳しい基準が適用される。また、業種、焼却炉の種類によっては適用除外になる基準がある

報告の徴収, 立入検査, 改善命令, 措置命令等

報告の徴収（法 第18条）

都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、

事業者, (特別管理) 産業廃棄物処理業者, (特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置者,

廃棄物処理センター, 情報処理センターその他関係者に対し,

廃棄物の保管, 収集・運搬若しくは処分又は施設の構造若しくは維持管理に関し,

必要な報告を求めることができる。

廃棄物である疑いのある物についても、同様に報告の徴収が行える。

立ち入り検査（法 第19条）

都道府県知事等は、この法の施行に必要な限度において、
その職員に、排出事業者、（特別管理）産業廃棄物処理業者等の事務所、
事業場、車両等、（特別管理）産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物等に
立ち入らせることができる。

この場合、帳簿書類、その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において
廃棄物を無償で収去させることができる。

廃棄物である疑いのある物についても、同様に立入検査が行える。

改善命令（法 第19条の3）

都道府県知事等は、（特別管理）産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更など必要な措置を行うよう命ずることができる。

① 対象者

事業者、（特別管理）産業廃棄物処理業者、国外廃棄物を輸入した者

② 改善命令を行うとき

（特別管理）産業廃棄物の保管基準又は（特別管理）産業廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集・運搬又は処分が行われたとき。

措置命令（法 第19条の5）

（特別管理）産業廃棄物の処理基準又は保管基準に適合しない

（特別管理）産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分（不法投棄等）が行われた場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事等は、以下の者に対して期限を定め、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- ① 当該保管、収集・運搬又は処分（不法投棄等）を行った者
- ② 不適正な委託により当該収集・運搬又は処分が行われたときは、その委託をした者
- ③ 当該処理の行程でマニフェストに関する義務に違反した者
- ④ 上記①～③の者が建設工事にかかる下請負人の場合には、元請業者
- ⑤ 当該保管、収集・運搬又は処分に関与した者

（違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は不適正処分等をすることを助けた者）

排出事業者への措置命令（法 第19条の6）

措置命令（法第19条の5）の対象者に資力等がなく支障の除去が困難であり、

かつ排出事業者等が適正な処理料金を負担していないとき、

又は不適正処分等が行われることを知っていた、若しくは知ることができたとき等は、

委託契約やマニフェストの取扱いが適正な排出事業者等であっても、措置命令の対象者となる。

許可のない業者に委託した「委託基準違反」

- ✓ 5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- ✓ 法人も1,000万円以下の罰金

業務委託契約書を結ばずに委託した「委託基準違反」

- ✓ 3年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科
- ✓ 法人も300万円以下の罰金

マニフェストを規定通りに記載しなかった

「管理表の虚偽記載等違反」

- ✓ 1年以下の拘禁刑 または100万円以下の罰金

処理業者を選ぶ場合には

- 適正な処理料金かどうか把握する努力をし、安さだけを判断基準にしない

対策例

複数の処理業者から見積もりをとり、極端に安い業者には発注しない

優良産廃処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県、政令市が認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

評価主体 都道府県・政令市

評価基準 「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組」「電子マニフェスト」「財務体質の健全性」

広島県内の産業廃棄物処理業者の検索方法



(一社) 広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」では、広島県内(広島市、呉市、福山市を含む。)の産業廃棄物処理業者を検索することができます。

(URL : <https://www.hshigen.or.jp/pages/index.html>)



こちらをクリック。
注意事項に
同意すれば検索画面が
表示される。



一般社団法人 広島県資源循環協会

〒730-0052 広島市中区千田町3丁目7-47広島県情報プラザ4階
TEL (082)247-8499 FAX (082)247-9719 [付近の地図](#)
メールアドレス : hshigen@gol.com

サイトポリシー

広島県内の産業廃棄物処理業者の検索方法



ひろしま産廃ネット
一般社団法人広島県資源循環協会

HOME 業者検索 講習会 マニフェスト 廃棄物について 事業者の方へ 協会について

Google 提供 検索

トピック / システムご利用上の注意 / 産業廃棄物処理業者検索システム

産業廃棄物処理業者検索システム

令和07年3月31日現在

地域を選択

業の区分 : 処分業 收集運搬業

市町 : 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市
府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市
安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町
安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

地図から選択 ▼

品目を選択

産業廃棄物 ▼ 【産業廃棄物とは】

特別管理産業廃棄物 ▼ 【特別管理産業廃棄物とは】

その他

優良・会員 : 優良産廃処理業者 協会員

処理方法 : 中間処理
脱水 乾燥 天日乾燥 焼却 油水分離 中和 破碎 切断 圧縮 堆肥化 肥料化
発酵 その他の場合の処理方法

最終処分

処理業者名 : 全角または半角で入力。名前的一部分でも検索できます。

処理業者番号 : 許可番号の下6ヶタ

条件クリア 検索



Topページから
このボタンをクリック

処理業者名や処理業者番号
(下6ヶタ) が分かっている
場合はこちらに入力して検索